

平成23年度 常勤の臨時学校事務補助員を希望する方へ

三重県教育委員会

四日市市教育委員会

1 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

常勤（原則として、8：30～17：00）

(3) 勤務場所

市町内の小学校または中学校

(4) 給料及び手当（※平成22年度実績）

給料 日額での支給の場合 日 額 7,010円

月額での支給の場合 月 額 140,100円

※日額支給であるか月額支給であるかは、任用事由によります。

手 当 通勤手当

日額での支給の場合

正規職員として計算した通勤手当月額の1/21を勤務日1日ごとに支給

（上限 日 860円）

月額での支給の場合

自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～）

公共交通機関の場合：定期券・回数券相当額を支給

（上限 月65,000円）

期末・勤勉手当

在職期間等に応じて支給（月額での給料支給者が対象となります。）

(5) 休 暇

年次有給休暇 県の規定により付与

例：在職期間4月を超える場合、6日付与

その他特別休暇等 県の規定により付与

忌引きの場合等

(6) 服務規程

正規の職員の服務規程に準じます。

(7) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害法を適用します。
② 2ヶ月を超える雇用の場合、社会保険（厚生年金、健康保健）に加入いただきます。
③ 任用については、地方公務員法第22条によるものとします。
④ 任用が月の途中で終了する場合、その月については、国民健康保険や国民年金に加入していただくことになります。
⑤ 雇用期間を問わず、雇用保険に加入していただきます。
※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先 四日市市教育委員会 学校教育課 教職員係

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 TEL 059-354-8251

平成23年度 常勤の臨時学校栄養補助員を希望する方へ

三重県教育委員会

四日市市教育委員会

1 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 栄養士、管理栄養士、栄養教諭のうち、いずれかの免許状を有する人
- ② 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

常勤（原則として、8：30～17：00）

(3) 勤務場所

市町内の小中学校または市町の設置する共同調理場

(4) 給料及び手当（※平成22年度実績）

給料 日額での支給の場合 日 額 9,110円

月額での支給の場合 月 額 152,600円

※日額支給であるか月額支給であるかは、任用事由によります。

手 当 通勤手当

日額での支給の場合

正規職員として計算した通勤手当月額の1/21を勤務日1日ごとに支給
(上限 日 860円)

月額での支給の場合

自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～）

公共交通機関の場合：定期券・回数券相当額を支給

(上限 月65,000円)

期末・勤勉手当

在職期間等に応じて支給（月額での給料支給者が対象となります。）

(5) 休 暇

年次有給休暇 県の規定により付与

例：在職期間4月を超える場合、6日付与

その他特別休暇等 県の規定により付与 忌引きの場合等

(6) 服務規程

正規の職員の服務規程に準じます。

(7) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害法を適用します。
 - ② 2ヶ月を超える雇用の場合、社会保険（厚生年金、健康保健）に加入いただきます。
 - ③ 任用については、地方公務員法第22条によるものとします。
 - ④ 任用が月の途中で終了する場合、その月については、国民健康保険や国民年金に加入していただくことになります。
 - ⑤ 雇用期間を問わず、雇用保険に加入していただきます。
- ※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 TEL 059-354-8251